# 【オーストラリア】オーストラリア市民権法の改正―市民権テストの見直し 海外立法情報調査室・武田 美智代

\*オーストラリアでは、ハワード前政権下の 2007 年 9 月、市民権取得の要件として市民権テストが導入された。政権交代後に同テストの見直しを表明していたクリス・エバンズ移民・市民権大臣は、2008 年 4 月に市民権テスト検討委員会を設置した。同委員会の報告を踏まえて、2009 年 6 月改正法案が提出され、同年 9 月に成立した。一連の経過を紹介する。

-----

## 市民権テスト導入の背景

市民権テストは、オーストラリア市民権の取得を目指す移民に課せられるもので、2007年9月に成立した「2007年市民権法改正(市民権テスト)法」により導入が決まり、同年10月1日に第1回のテストが実施された。オーストラリアの文化、歴史、地理、政治等から英語で出題される20間に回答し、正解率60%以上で市民権取得資格が得られる(ただし、正解が必須の設問が3問ある)。導入当初は、不合格率が20%程度あり、テスト内容に問題があるのではと指摘されたり、オーストラリア人でも知らない雑学的なクイズが多いとして、批判も強かった。

市民権テストは、市民権取得を希望する移民が、オーストラリア社会にうまく統合されるのに必要な知識(市民としての責任や権利、英語の基本的な理解等を含む)を得るよう奨励する意味がある。さらに将来市民権取得を希望する移民が、オーストラリアの価値や文化、歴史等を理解する手段にもなるとされている。政権交代後、労働党は前政権の政策見直しを行っていたが、その一環として、2008年4月、エバンズ移民・市民権大臣は、市民権テストの内容や運用及び効率的改善方法を検討するため「オーストラリア市民権テスト検討委員会」を設置した(注1)。

### 検討委員会報告書の内容とテストの改定

検討委員会は、元外務貿易省次官のリチャード・ウールコット委員長を含む各界有識者 7 名で構成され、約 6 週間にわたって、政府・非政府機関、企業・団体に始まり難民や人道移民(人道的理由で受け入れる移民)、英語を母国語としない人々に英語を教える教員等 130 の機関や個人を対象に対面又は電話で公開協議を行った。また同委員会は、700 を超える個人や団体に書面による意見提出を求め、179 の意見書を受け取っている。これら各界の意見や情報をもとにまとめられた報告書(注 2) は、同年 8 月、エバンズ担当相に提出された。報告書では、テストの内容と実施面に焦点を当てた34 項目に及ぶ勧告が提示され、政府はうち27 項目に同意している(注 3)。ウールコット委員長は報告書の序文で、委員会は、市民権取得の目的を社会的結束や包摂にあると考えており、どのようなテストや評価も、オーストラリア市民であることの責任と権利について個々人が学ぶ機会を提供するよう設計されるべきだとしている。委

員会の勧告を受けて、テストの見直しに着手した政府は、同年 11 月、市民権テストの大幅な改定を公表した。新たなテストは、オーストラリア市民としての誓約 (Pledge of Commitment) をその中核に据え、オーストラリアの民主的信条、権利、法体系等に関する設問が中心となって、同国に関する一般的知識を問うクイズのような設問やこれまでのような正解必須問題はなくなったが、正解率は 60%から 75%に引き上げられた。テスト受験者が参照する解説書もわかりやすい英語に書き改められ、内容もテストに出る部分(前記誓約に関するもの)と出ない部分(オーストラリアに関する広範な知識関連)の二部構成となった。

## 改正法案の審議経過とその内容

委員会報告の結果、政府は、市民権テストが、社会におけるより弱い立場の移民(難 民や人道移民)に対して、無意識のうちに市民になることへの障壁を築いてしまった と懸念し、同テストが、オーストラリア市民になろうとする人々にとって、社会にお ける役割に自信を持ち、活力ある国づくりに貢献できるようなものであるべきとして いる。このような認識を背景として、政府は、委員会勧告への同意事項のうち法改正 が必要な部分について、「2007 年市民権法改正(市民権テスト見直し及びその他の措 置) 法案」を 2009 年 6 月、上院に提出した。改正のポイントは、①オーストラリア国 外で拷問や心的外傷により肉体的、精神的に無能力となった人々の市民権テストの免 除、②市民権申請前にテストに合格するという要件をはずし、市民権獲得プロセスを 合理化する、③18歳未満の者は、市民としての適性基準を満たすため永住権者である ことが求められる、の3点である。法案は、上院の法務・憲法問題委員会に付託され、 9月7日に同委員会の報告書が提出された後、上下両院での審議を経て、9月21日に 連邦総督の裁可を得た。なお法案の修正過程で、国際的に活躍するスポーツ選手や国 際線のパイロット等、常時国際的に移動を重ね、市民権獲得に必要な居住要件が満た せない職業を持つ人々に対して、特別な居住要件が認められた。新テストは、2009年 10月19日から実施された。

#### 注(インターネット情報はすべて 2009 年 10 月 21 日現在である。)

- (1) 市民権テスト導入の背景については、次の論文を参照。梅田久枝「オーストラリアの移民政策」『総合調査報告書 人口減少社会の外国人問題』(調査資料 2007-1)国立国会図書館調査及び立法考査局,2008,pp.267-268.
- (2) Australian Citizenship Test Review Committee, *Moving forward ··· Improving Pathways to Citizenship: A report by the Australian Citizenship Test Review Committee*, August 2008. <a href="http://www.citizenship.gov.au/\_data/assets/pdf\_file/0015/208140/moving-forward-report.pdf">http://www.citizenship.gov.au/\_data/assets/pdf\_file/0015/208140/moving-forward-report.pdf</a>
- (3) 勧告内容及びそれに対する政府の対応については、以下を参照。Australian Citizenship Test Review Committee, "Recommendations and Government responses," Department of Immigration and Citizenship.<a href="http://www.citizenship.gov.au/\_data/assets/pdf\_file/0018/208161/recommendations-government-response.pdf">http://www.citizenship.gov.au/\_data/assets/pdf\_file/0018/208161/recommendations-government-response.pdf</a>